

令和4年第10回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年10月26日
13時30分～14時30分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和4年第10回海老名市農業委員会定例総会

令和4年10月26日「令和4年第10回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮基 功 3番 澤地 正典 4番 井上 勝
5番 鈴木 守 6番 岩壁 正和 7番 三廻部 茂 8番 波多野 寛
9番 市川 和美 10番 小松 佐一 11番 鈴木 徹 12番 橋本 保
13番 青木 莊一 14番 牛村 律子

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名で次のとおりである。

15番 本多 洋 16番 大貫 信夫 17番 重田 政一 18番 西海 正義
19番 西山 勝敏

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主任主事 榎田 晃

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第50号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第4 議案第51号 引き続き農業を行っている旨の証明について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員5名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成り立たしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、8番委員、9番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況についてを事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきますと思います。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条の委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

暫時休憩いたします。

（休憩）

【議長】 それでは、再開いたします。

それでは、議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第48号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号18について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号 18、申請地は、中新田字■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、議案書のとおりでございます。譲受人は、河原口■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、持分2分の1、■■■■■、持分2分の1、譲渡人は、河原口■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、持分2分の2、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真は別紙資料1-1、公図は1-2をご覧ください。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。今回は、譲受人が居住する河原口地区の委員からになっており、15番委員、よろしくお伺いいたします。

【15番委員】 資料1の写真のとおり、田んぼで作付してあります。現在も作付してございます。■■■さん、■■■さんは、申請者と同居人でありまして、特に問題はないと思います。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 ■■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■さん、妻の■■■さん、長女の■■■さん、■■■さんの弟の■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では、■■■さんになっております。農業への従事状況につきましては、■■■さんの農業経験年数は30年、農業従事日数は170日、妻の■■■さんの農業経験年数は25年、従事日数は230日、長女の■■■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は150日、■■■さんの弟の■■■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は200日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地は、田が■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、トラックを1台所有しております。また、取り決めに従い、支障の出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われれます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われれます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。4番委員。

【4番委員】 昨日、6番委員、12番委員、13番委員、16番委員、私と事務局の方お2人で、合計7名で現地確認に行っていました。本件は世帯内贈与でありまして、現地もきれいに稲刈りが終わったところでした。特段に問題ないと思います。

【議長】 それでは、受付番号18について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号18について、採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号10について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号10、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。転用者は、大谷南■■■■■■■■■■、有限会社■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■■■■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、議案書のとおりでございます。転用の目的は、駐車場及び車両置場、権利の種類は、借地権の設定です。現地の案内図等につきましては、別紙の資料2-1から2-8をご覧ください。なお、資料につきましては、現地の案内図及び写真のほかに、公図、現況平面図、土地利用計画図、計画縦断図、排水計画図、概略計画横断図、浸透施設構造図をお配りしております。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。12番委員。

【12番委員】 この案件につきまして、代理人の人が来られまして、説明を受けました。県道22号線の拡幅で片側は県道2車線となり、用地の買収により、現車両置場が手狭になり、同じ地主さんの畑を借りたもので申請であります。現地駐車場の南側と道路を隔ててお寺の駐車場でありまして、東側は

道路を隔ててお寺の駐車場と墓地でございます。西側のみ農地で、採草放牧地であり、隣接者の同意書も確認いたしました。また、農地法35条による既存の施設の2分の1の範囲内で1回のみ申請でございます。排水は、敷地内の浸透ますを設置し、周辺農地への防除対策は問題ないと思っております。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 こちらは、本郷にございます有限会社■■■■■■■■が、現在車両置場用地として使用しておりますが、県道22号線拡幅計画により協力用地によって利用面積が高低差の関係及び事業拡大のために手狭になるということですので。また、現在の業務は、大型トレーラー及び大型積載車による商品車両を日本全国のオークション会場及び港湾車両置場、車両整備工場により昼夜を問わず現在地に運搬後、管理地に商品車両を入庫し、各販売店に運搬する業務のため、現在の借地面積が減少するとなると業務に支障が出るということです。■■■■■■■■としても、候補地を選定したが、条件に合うところが見つからず、隣地が候補地としてふさわしいということで、地権者へ相談し、周辺の農地に悪影響がないよう被害防除対策に取り組むとのことから、本件の申請に至ったものであります。

こちらの申請地ですが、農地の立地基準は、第1種農地になります。詳細については、資料2-1の中段をご覧ください。こちらは、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地で、甲種農地、第3種農地、第2種農地の要件はなく、第1種農地と判断できます。第1種農地は農地転用が原則不許可となる立地区分であるが、既存の施設の拡張であれば既存の施設の2分の1を超えない面積まで転用可能である。ただし、拡張できるのは1回のみであります。

続きまして、資料2-4、土地利用計画図をご覧ください。図は、上が北を示しております。申請地は、砕石敷の舗装工事を施し、東西、南側の隣地境界に土留めブロック3段積み及び高さ1.8メートルフェンスを設置し、土砂の流出防止やごみ等の飛散や侵入を防止することになっており、照明等については隣地地権者と協議して、南側の東西の各所に設置されることになっております。これらのことから被害防除措置が取られる計画と

なっております。また、雨水については、南東側のプラスチック製浸透施設により、敷地内で処理することで隣地に流出しないようする計画となっております。また、誓約書により、許可後の転用目的どおり使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ております。

以上、市のまちづくり条例に基づく協議も終了していることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。4番委員。

【4番委員】 現地は写真のとおり、これといった作物は耕作されておられません。しかしながら、きれいに管理されている農地でありました。また、隣接3面につきましても、東側、南側が市の公道であり、西側についても、若干草はありましたが、特に影響はないかと思えます。許可においては特段に問題ないと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号10について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号10について、採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書8ページ、日程第3、議案第50号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

受付番号6についてですが、6番委員が申請人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたしたいと思えます。

(休憩)

(6番委員 退席)

す。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

次に、議案書 10 ページ、日程第 4、議案第 51 号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号 15 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3 年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去 3 年間に於いて相続税納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということを確認するものでございます。

受付番号 15、被相続人は、大谷■■■■■、■■■■■、相続人は、大谷南■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和元年 11 月 27 日から令和 4 年 10 月 26 日までです。特例農地等の明細ですが、大谷南■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地内、■■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で 10 月 11 日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないと思われ

ます。

【議 長】 それでは、受付番号 15 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 15 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、議案書 11 ページ、受付番号 16 について、事務局から提

農地法第4条の2件と5条の2件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書14ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年9月1日から9月30日までの間に届出がされたものです。受付番号23から24の2件で、田、128平米、畑、81平米、合計、209平米です。

続きまして、議案書の15ページ、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年9月1日から9月30日までの間に届出がされたものです。受付番号31から32までの2件で、田、0平米、畑、1,156平米、合計、1,156平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【職務代理】 ただいま終了いたしましたけれども、案件も今回は少なかったんです

が、今後においても、海老名市の発展とともに、様々な案件が上がるかと思いますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

— 了 —